## 第75号議案

市民部が所管する公の施設に係る指定管理者の指定について

市民部が所管する公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき 議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊川市長 山 脇 実

管理を行わせ る施設の名称	指定する団体	指定の期間
とよかわボラ ンティア・市 民活動センタ ープリオ	豊川市諏訪3丁目300番地プリオ4階 特定非営利活動法人穂の国まちづくりネットワーク	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
とよかわボラ ンティア・市 民活動センタ ーウィズ	豊川市諏訪3丁目242番地 社会福祉法人豊川市社会福 祉協議会	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで